

給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

令和7年5月16日

氏名	横井 梨生	住所	姫路市三左衛門堀西の町141番地センシブルハウス502		
受給者番号	2	指定番号	000934519005	宛名番号	00002

地方税法第24条及び第294条、兵庫県税条例第14条、姫路市市税条例第16条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条の規定により、あなたの特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(変更の場合、第321条の6)並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1:審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、2:処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3:その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

兵庫県姫路市長 清元 秀泰

所得	給与収入	2160436	主たる給与以外の合算所得区分	営業等		課税標準	総所得③	721000
	給与所得(所得金額調整控除後)	1432000		農業			山林所得	
	その他の所得計	0		不動産			分離短期譲渡	
	総所得金額①	1432000		利子			分離長期譲渡	
				配当			株式等の譲渡	
				給与			上場株式等の配当等	
				雑			先物取引	
				譲渡・一時				

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤		扶養親族該当区分	特定		未成年者	
	医療費		配偶者			同老		特障	
	社会保険料	280995	配偶者特別			老人		他障	
	小規模企業共済		扶養			16歳未満		寡婦	
	生命保険料		基礎	430000		その他		ひとり親	
	地震保険料		所得控除合計②	710995		同障		勤労学生	
						特障		控配	
						他障		老配	
								繰越損失	

税額	市区町村	税額控除前所得割額④	43260	特別徴収税額⑨	75300	納付額	6月分	7100	12月分	6200
		税額控除額⑤	1500	控除不足額⑩	0		7月分	6200	1月分	6200
		所得割額⑥	41700	既充当・既委託納付額⑪	0		8月分	6200	2月分	6200
		均等割額⑦	3000	既納付額⑫	0		9月分	6200	3月分	6200
	都道府県	税額控除前所得割額④	28840	差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)	75300		10月分	6200	4月分	6200
		税額控除額⑤	1000	変更前税額⑬	0		11月分	6200	5月分	6200
		所得割額⑥	27800	増減額(⑨-⑬)	0					
		均等割額⑦	1800	変更月	月					
		森林環境税額⑧	1000							

(摘要)

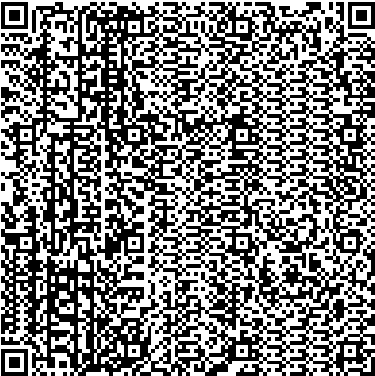
No.00015322092

問合せ先

【お問い合わせ先】

姫路市 市民税課

TEL (079) 221-2261



税額の計算方法

総所得金額①-所得控除合計②＝課税総所得金額③
 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
 税額控除前所得割額④-税額控除額⑤＝所得割額⑥
 所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
 特別徴収税額⑨-控除不足額⑩＝差引納付額

- (注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

●税率

- ・均等割 市区町村民税 3,000円 都道府県民税 1,800円
- ・所得割 (総合課税分) 市区町村民税 6% 都道府県民税 4%
- ・森林環境税 1,000円

●所得控除

雑損控除		(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額	
医療費控除		医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)	
社会保険料控除等		支払金額	
生命保険料控除	支払金額		控除額
	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)			
地震保険料控除	支払金額		控除額
	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額		控除額	
	48万円超	95万円以下	33万円	22万円
	95万円超	100万円以下	33万円	22万円
	100万円超	105万円以下	31万円	21万円
	105万円超	110万円以下	26万円	18万円
	110万円超	115万円以下	21万円	14万円
	115万円超	120万円以下	16万円	11万円
	120万円超	125万円以下	11万円	8万円
	125万円超	130万円以下	6万円	4万円
	130万円超	133万円以下	3万円	2万円

障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	26万円	
	30万円	
	53万円	
	26万円	
寡婦控除		26万円
ひとり親控除		30万円
勤労学生控除		26万円
扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下
		2,400万円超2,450万円以下
		2,450万円超2,500万円以下

●税額控除(調整控除)

- 納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
- ・合計課税所得金額が200万円以下の者
 - 次の①と②のいずれか少ない額の5%(都道府県民税2%、市区町村民税3%)に相当する金額
 - ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 - ②合計課税所得金額
 - ・合計課税所得金額が200万円超の者
 - ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(都道府県民税2%、市区町村民税3%)に相当する金額
 - ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 - ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額		
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円		一般	5万円	4万円
	特別 10万円				
同居特別	22万円	配偶者控除	老人	10万円	6万円
	22万円				
寡婦控除	1万円	特別配偶者控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円				
勤労学生控除	1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円
	一般 5万円				
	特定 18万円				
	老人 10万円				
扶養控除	同居 13万円				
	老親等				

●税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
			市区町村民税	都道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

- 前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
- ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市区町村民税	3/5	都道府県民税	2/5
--------	-----	--------	-----

●税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市区町村民税	都道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

●税額控除(寄附金税額控除)

- 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の都道府県民税は4%、市区町村民税は6%に相当する金額
- 1 都道府県、市区町村に対する寄附金
 - 2 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 - 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市区町村の条例で定めるもの
 - 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市区町村の条例で定めるもの
- ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の都道府県民税は5分の2、市区町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上	195万円以下
195万円超	330万円以下
330万円超	695万円以下
695万円超	900万円以下
900万円超	1,800万円以下
1,800万円超	4,000万円以下
4,000万円超	0円未満
(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満	(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)
	地方税法に定める割合

＊県民税均等割のうち800円は県民緑税です。＊令和6年度から森林環境税(国税)が国内に住所のある個人に課税され、個人住民税均等割と併せて1人年額千円が徴収されています。＊控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者)がいる場合、令和7年度分の個人住民税所得割の額から1万円が減税されます(納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限ります。)。